

平成23年度文化財保護審議会 会議録

1 開催日時

平成24年2月21日（火）

開会 午前10時

閉会 正午

2 開催場所

尾張旭市中央公民館 1階 第1研修室

3 出席委員

齋場 和志、澤柳 倫太郎、白鳥 眞紀、林 宏 4名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

教育長 玉置基、教育部長 長江建二、文化スポーツ課長 若杉英明、
文化スポーツ課長補佐 加藤博英、文化スポーツ課文化振興係長 小椋 基美、
文化スポーツ課主査 加藤 拓資

7 議題等

- (1) 会長及び会長職務代理者の選出について
- (2) 尾張旭市文化財保護審議会運営要綱（案）について
- (3) 平成23年度 文化財保護関連事業の実績等について
- (4) 平成24年度 文化財保護関連事業の計画（案）について
- (5) 長池のマメナシ・アイナシ自生地について

8 会議の要旨

文化スポーツ課長	<p>本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。本日は4人の委員のご出席をいただいておりますので、ただいまより会議を始めさせていただきます。</p> <p>白鳥委員、澤柳委員、林委員が1月31日の任期満了に伴い再任されましたので、会長及び会長職務代理者の選出まで事務局が本日の進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の会議は、尾張旭市附属機関の会議の公開に関する基準に基づき公開となっております。また、会議録についても後日公開して参りますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではまず、玉置教育長より一言ごあいさつを申し上げます。</p>
教育長	(あいさつ)
文化スポーツ課長	議事に入ります前に、2月1日付けで委員に委嘱させていただきました白鳥委員、澤柳委員、林委員から改めてごあいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員	(あいさつ)
文化スポーツ課長	<p>ありがとうございました。齋場委員におかれましてもよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、昨年度の会議開催以降、事務局も人事異動により長江教育部長が就任しておりますので、一言ごあいさつを申し上げます。</p>
教育部長	(あいさつ)
文化スポーツ課長	それでは、次第1、会長及び会長職務代理者の選出について審議します。選出の方法等について担当からご説明します。
事務局	(条例の規定及び互選の方法について説明)
文化スポーツ課長	ただいま担当から説明がありましたが、互選の方法は投票によるものと指名推選によるものがありますが、いかがいたしましょうか。
白鳥委員	指名推選でいかがでしょうか。
文化スポーツ課長	指名推選というご意見がございましたが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
文化スポーツ課長	ご異議がないようですので、選出の方法は指名推選によることにします。それではどなたかご指名をお願いします。
白鳥委員	市誌の編さんにも携わっておられる齋場委員を指名させていただきます。
文化スポーツ課長	ほかにございませんでしょうか。
	(声なし)
文化スポーツ課長	齋場委員が指名されましたが、被指名人をもって会長と定めることにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
文化スポーツ課長	ご異議がないようですので、会長は齋場委員に決定しました。では、齋場委員からごあいさつをお願いします。
齋場会長	(あいさつ)
文化スポーツ課長	それでは、ただいまから会長に議長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。
会長	それでは、私が会長となったことに伴いまして、会長職務代理者の指定について審議します。指定の方法について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(条例の規定及び指定の方法について説明)
会長	ただいま事務局から説明がありましたとおり、私から指名させていただきます。澤柳委員をお願いしたいと思いますのですが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

会長	<p>ご異議がないようですので、会長職務代理者は澤柳委員に決定しました。澤柳委員よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、次第2、尾張旭市文化財保護審議会運営要綱案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料2のP5からP9まで説明)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
	(意見等なし)
会長	それでは続けて要綱案の説明をお願いします。
事務局	(資料2のP1からP4まで説明)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>基本的な質問ですが、この要綱案というのは、いつもこの時期に確認のため提案されるということですか。</p>
文化スポーツ課長	今までは今回提案しているような要綱がなく、慣例で行っていた部分がありました。したがって、今回要綱案を策定し、今後はこの要綱案に基づき会議の運営を行っていきたくと考えています。
林委員	要綱案第9条第2項「前項の規定により関係者が会議に出席したときは、出席に係る費用は関係者の負担とする。」とありますが、これはケースバイケースで、例えば近くから来ていただく方にはいいかもしれませんが、遠くからの場合は考えてさしあげないといけないように感じますがいかがでしょうか。
会長	遠隔地からお呼びする場合の費用負担について、事務局いかがでしょうか。
文化スポーツ課長	この規定では、例えば市の他課の職員を当会議に出席させるような場合や市内の方を想定しています。
澤柳委員	市外からお呼びする場合もあると思いますので、そうなりとやはり林委員のおっしゃるとおりだと思います。
教育部長	第9条の規定の中でやはり第2項は必要になりますので、例えば第2項の最後の部分について、「出席に係る費用は別に定める。」という表現はいかがでしょうか。そのように申しますのは、当案件に係る予算の執行に関しては、当審議会には執行権がありません。この予算を執行する場合市長部局の権限になりますので、表現を改めさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
会長	今ご提案のありましたとおり、第9条第2項は、「前項の規定により関係者が会議に出席したときは、出席に係る費用は別に定める。」という文言に改めるということによろしいでしょうか。
教育部長	最終的な文言は事務局で調整しますが、基本的な考え方はそのようなことをお願いしたいと思います。

会長	委員の皆さんいかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
会長	施行日については本日付けでよろしいでしょうか。
文化振興係長	要綱案のご承認をいただいた日になります。
会長	<p>それでは、「尾張旭市文化財保護審議会運営要綱案」につきまして、原案を一部修正し承認します。なお、この要綱は、平成 24 年 2 月 21 日から施行します。</p> <p>それでは、次第 3、平成 23 年度文化財保護関連事業の実績等について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料 3 に基づき報告)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告に対しまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
澤柳委員	資料 3 の 4 ページの 3(2)でご説明のありました案内看板の設置は、どこの場所を予定していますか。
文化振興係長	旭丘小学校の近くに水神様があります。その部分に関し、案内看板の設置を予定しています。
林委員	<p>現在、東日本大震災の影響により現地では貴重な資料等が水浸しになり、それらを修復するための作業が懸命に行われているようです。尾張旭市においても今まで収集した資料、旧家の蔵にある資料、市役所の倉庫にある資料など大切に保存していかなければなりません。</p> <p>現在私は市内の昔の医者のことについて調べています。瀬戸旭医師会 30 年史という本によりますと林宗純という方が出てきます。具体的にどういう方かはよく分かりませんが、印場村の宗門改帳によると、林宗純さんは印場村 198 番戸にお見えになったことがわかってきました。また、その本では林宗寿という方も出てきます。しかし、林宗純さんと林宗寿さんの関係まではよく分かりません。このようなことから古い資料を残していくことは大変重要なことであり、近世、近代の資料を大事にしていきたいと思います。市としても貴重な資料等の保存のため、予算や場所を確保していただけたらと思います。</p>
教育部長	現在、市誌現代史資料編を作成している関係で市の古い資料を残しています。この編さんが終了した後は、貴重な資料について残していきたいと考えています。
会長	古い資料を残していくのは大切なことですから、今ある資料はうまく残して行ってほしいと思います。
林委員	ふるさとガイド旭の活動の一環として、昨年度と今年度、図書館おはなし会の皆さんと一緒に図書館で朗読会を行いました。内容は、『卓ヶ洞の竜』という昔ばなし集の中から昨年度は 4 話、今年度は 3 話を朗読し、それにまつわる歴史的解説を行うものです。

	<p>その活動に伴い、おはなし会の方からこれを方言ですることも意義があるのでは、という意見が出されました。尾張旭のことばで残していくことも大事なことであり、CDなどに記録していくことも必要ではないかと思います。春日井市は民話をカセットテープで残しており、無償で配布したことがあったようです。尾張旭市としても1つの文化財保護として残していったほしいと思います。</p>
会長	<p>ほかにございませんか。 ないようですので、報告は以上でございませう。 それでは、次第4、平成24年度文化財保護関連事業の計画案について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料4に基づき説明) (市文化振興計画の見直しの項目に関連し、計画の冊子を委員に配付)</p>
会長	<p>ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
白鳥委員	<p>市の文化施策について、どのような位置付けでどのようにお考えであるかを以前から疑問に思っていました。例えば、無形民俗文化財保護育成事業に関し、加入者に対し報償品を支給しているのは承知していますが、今後の発展などについて市と個々の保存会はどのように関わり合っていますか。イベントなどで披露している機会はありますので、棒の手は承知していますが、ざい踊りや打ちはやしはなかなか接する機会がなく、団体が存する地域以外の方は分かりにくい部分があると思います。それらの文化財を知れば参加するという機運も高まると思いますが、具体的に市はどのような取り組みを行っていますか。</p> <p>続いてどうだん亭の保存事業に関してですが、以前個人がお持ちの時は外周の生け垣が見事に手入れをされていて、その空間だけでも趣がありましたが、今はあまり手入れがされていないように感じています。昔の状態を知っている者としましては、見る影もなくなってしまったという印象です。それらの整備等に関して予算の確保は難しいと思いますが、例えば一般公開の際は、今後のどうだん亭の整備費に充当するための費用として、来館者から100円ずつでもいただくということは難しいでしょうか。もう1つ懸念されるのは、一般公開の際に天理教名古屋大教会さんの南側の土地が臨時駐車場として使用されていることです。城山街道がすぐ手前まで開通してきており、今後その駐車場が使用できなくなった場合、どのように対応される予定でしょうか。今後の一般公開のあり方、整備の方針について、どのようにお考えであるかお伺いします。</p>
会長	<p>ただ今の質問に対しまして、事務局いかがでしょうか。</p>
文化スポーツ課長	<p>市における文化施策の位置付けについてですが、例えば健康に関する施策などは優先順位が高くなっています。しかし、文化施策に関しましては、担当課として非常に歯がゆい思いをしています。</p>

	市における重要度は他の施策と比較して、高い方ではありません。
白鳥委員	<p>身近なところで庚申堂や旧道の整備に関することなど10年前から申し上げてきましたが、結局すべてなくなってしまいました。尾張旭市の文化財については、重要なものがどんどんなくなり、かつてはここにありましたというものになってしまいました。こういう場で比較すべきでないことは承知していますが、現在勤務地のある長久手市は、文化施策に関して注力されているように感じます。そういう面では、非常に悔しく歯がゆい思いをしています。今回、文化振興計画を見直されるということでしたら、現在ある文化財を残していけるよう、また、文化都市としての一面も打ち出していけるような見直しをしていただけたらと思います。</p>
文化スポーツ課長	<p>先ほどのご質問に対する続きで、無形民俗文化財の保存会に対する市の取り組みですが、まず、保存会の事務局は文化スポーツ課になっていますので、基本的に全体の取りまとめを行っています。各保存会に対しては、各文化財の継承事業を行っていただくよう毎年度業務委託をしているところです。各団体の主な活動状況は、年度末に各団体より提出される事業報告書により把握しています。それらの中において、打はやし保存会は、印場北島・庄中・井田地区の3団体がありますが、印場北島地区の活動がここ数年休止状態となっていました。しかし、24年度からは活動が再開されると伺っていますので大変安堵しているところです。その他市では、保存会の活動などを広報紙やホームページを通じて紹介し、後世に継承されるよう支援を行っています。この2月26日には、豊橋市において愛知県民俗芸能大会が開催されますが、出演団体4団体中、2団体は尾張旭市のざい踊りと東軍流棒の手となっており、今後も活発な活動が期待されているところです。</p>
白鳥委員	<p>例えば、印場北島地区の打ちはやしが一旦途絶えたり、他の地区も区画整理事業により昔の共同体が崩壊しています。これらの文化財は、地元におけるつながりにより支えられている部分が多いにあり、つながりがなくなってしまうと衰退していくことは予測できます。例えば、無形民俗文化財を映像として残しておいて、後に小学校の総合学習の時間などで教材として見せるということも大事だと思います。現在、記録と普及の両面で進めていくということは何は行われていますか。</p>
会長	<p>記録に関しましては最近の記録のものではありませんが、ざい踊りと打ちはやしについては、学校が直接地元の方と連携を図り、指導に入らせていただいています。したがって、後継者の育成に関してはしっかり形として残っています。今日の新聞にも載っていましたが、渋川小学校が打ちはやしの発表会を行いました。これにつきましては、何十年と続いているものであり、全児童が保存会の指</p>

	<p>導を受けながら、さらに上級生が下級生に教えていくという形が残っていますし、ざい踊りについては、白鳳小学校が地元の方に教えていただきながら運動会の種目の一つとして最近まで行っていました。そういうところに関わりをもっていくとしっかりした保存、育成ができるのではないかと思います。無形民俗文化財の保護、育成につきましては、地道な活動が行われているという印象です。</p>
白鳥委員	<p>そこまで定着してやられていた北島地区の打ちはやしが途絶えかけているというのは、せっかくそこまでいっても先につながらず、衰退していくというような状況があるとしますと、その部分について考慮しなければならないと思います。</p>
会長	<p>印場地区の場合は、庚申堂がなくなってしまい、庚申堂にあったものは少し南にある蔵に保存されています。そのことによって身近に感じる部分がなくなってきているように感じます。渋川神社もきれいになりましたし、おっしゃるように区画整理事業により印場地区はすっかり変わってしまいましたので、以前の面影を見つけるのが難しい状況にあります。今後は、組織をどのようにつなげていくかというところについて、何らかの関わりをつくっていったらいいのかなと思います。</p>
教育長	<p>保存会の方が一番おっしゃるのは、小学校でかなりの定着を図ることができても中学校へ入ると部活などで一気にやめてしまうようです。その部分が課題であり、中学生以上がかなり少ない状態で、また大人になってある程度の方が戻ってきてくれるという状況のようです。大人になって戻ってきてくれるというところが非常に大事なことで、その部分も考慮していかななくてはならないところです。</p> <p>また、先ほど白鳥委員からご意見のありました、尾張旭市の文化財が都市化と伴に消滅してしまうということにつきましては、教育委員会と都市整備部局との連携を強化し、文化振興計画の見直しにつきましてもそのあたりのことを考慮し、行っていきたいと思えます。</p>
白鳥委員	<p>稲葉地区は旧の集落の風情が残っていますので、尾張旭市の農村の景観として、できるだけ残していただけたらと思います。</p>
会長	<p>白鳥委員からの3つ目のご質問に対して、事務局いかがでしょうか。</p>
文化スポーツ課長	<p>まず、どうだん亭生け垣の剪定についてですが、専門業者による整備を行っているところです。しかし、予算的な関係もあり、白鳥委員がご存じのような以前のおりとはいかないうような状況です。また、一般公開時における協力金及び駐車場の件につきましては、一度検討させていただきます。</p>
会長	<p>そのほかにはいかがでしょうか。</p>

林委員	<p>スカイワードあさひの展示ですが、規模が小さすぎると思います。ただし、馬の塔の展示は、長久手市郷土資料室、豊田市猿投棒の手会館の展示と比較しても全く遜色なく、素晴らしいと思います。尾張旭市が今後どのように文化を大切にし、古いものを残しながら住みよい街にしていくかは、簡単にできるものではありませんが、郷土を大切にするという心をもって各団体が協力し、地道に活動していかなければなりません。区画整理事業は、古いものが消滅してしまうという面においては辛いものがありますが、都市整備も必要な事業ですから止めることはできない状況です。守山区の上志段味の古墳群地帯も今やひどい状態になっています。今後も行政と様々な団体が知恵を出し合い、協力していかなければなりません。</p>
会長	<p>ほかにご意見等ございませんか。</p> <p>計画の見直しの時期ということですので、できましたらこれらのご意見を活かしていただきたいと思いますので、よろしく願います。</p> <p>それではほかにはないようですので、平成 24 年度文化財保護関連事業の計画案については、できる限り要望等も含めて進めていただくということで原案どおり承認してよろしいですか。</p>
	(異議なしの声あり)
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>平成 24 年度文化財保護関連事業の計画案については、できる限り要望等も含めて進めていただくということで原案どおり承認します。</p> <p>それでは、次第 5、長池のマメナシ・アイナシ自生地について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(資料 5 に基づき説明)
会長	ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問はございませんか。
白鳥委員	市の指定以降、新たな実生株は確認されていますか。それとも株数が減少している状況ですか。
文化振興係長	実生株は数株確認できていますが、新しい世代と言えるまでには成長していません。途中で枯死しているような状況です。
白鳥委員	現在の成木も経年によりいずれは衰えていきますが、大丈夫でしょうか。
文化振興係長	<p>樹齢が増していけば繁殖能力も低下していきますので懸念はしていますが、あくまで自生地ということが重要ですので、この先の維持管理方法について検討の必要性を感じています。</p> <p>平成 17 年度に岐阜大学の研究室が現地の調査研究をされていますが、それ以降自生地の状況に関する詳細且つ継続的な調査は行っていない状況です。現地は市の都市整備課においてその都度確認はしていますが、学術的な調査としては数年行っていません。</p>

	<p>愛知県文化財保護室からは、県指定の条件として自生地の世代交代が要点になると伺いました。今後は3年間調査を行いまして、自生地としての状況確認を行い、その先の行程に進んでいきたいと考えています。</p>
林委員	<p>当案件は、前回のこの会議の場でも協議し、県指定に向けて進めていくという方針になったと思います。その時の話では、小牧市が県指定になったので、尾張旭市も県指定に向けて進めていったらどうかという提案を事務局から受けて、当審議会の意見はまとまったと記憶しています。それから約1年経過し、本日現状についてご説明をいただきましたが、それは前回のこの会議で説明されるべきものであったのではないのでしょうか。この1年間が無意味な時間であったと感じています。</p>
文化振興係長	<p>前回の会議においては、まず、小牧市のマメナシ自生地が県指定になったということと県文化財保護室から本市に対して、県指定に向けての打診があったという経過説明をさせていただきました。自生地の確認は、以前から市職員により行っていましたので、県指定に向けて特に大きな問題は存在しないという認識でした。しかし、先日の県文化財保護室との打ち合わせでは、ただ単に目視だけの観察ではなく、実生株がある程度成長し、世代交代が行われているという環境がデータ上で整えられないことには、自生地としての評価に至らないのではないかというお話がありました。市としましては、そこまでのデータが必要とは考えていませんでしたので、約3年間をかけて調査をしていきたいと考えています。保護のあり方として、県文化財保護室のご意見は、ある程度人の手が加わっても自生地として保護育成されるのであれば、自生地として認められるべきではないのかというお話でした。しかし、市の先生のご意見は、できるだけ人の手を加えることなく、自然の中で世代交代していくことが本来あるべき姿であるというご意見です。そういった方向性が異なる中で、まず調査により現状を正確に把握することにより、今後どういった形で自生地を保護育成していくべきかという判断材料にしたいと考えています。ただ自然に任せるだけで自生地が継続できればいいのですが、それが難しいということであれば、それに見合った対策を講じていかなければなりません。そのために時間をいただきたいというのが今回の趣旨です。</p>
林委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>白鳥委員も今のご説明でよろしかったでしょうか。</p>
白鳥委員	<p>市の指定以降、特に手をかけず何も行っていなかったということでしょうか。自然に任せるのが一番いいと思いますが、実生株が生育していかないことには世代交代とはいえません。ある程度保護されている現状においても実生株が生育しないということになりま</p>

	<p>すと、どこに問題があるのかということは以前から調査しなければならないことであり、やはり時間のかかりすぎだと思います。その間にアイナシが1株枯れてしまっています。この資料のスケジュール案によりますと、25年度からの調査に向けて24年に予算要求を行っていくというものですが、本来24年度の調査に向けて予算が付いている状況でなければならないと思います。このスケジュール案では、その間に木が弱っていつってしまうのではないかと危惧しています。</p>
文化振興係長	<p>市の指定以降、現地の観察はしています。また、保護に関しては、市の先生のご意見に基づき、自然に任せることが重要であるという方針により管理を行ってきました。</p> <p>また、予算的なことにつきましては、24年度に補正予算を組むことで対応できるかもしれませんが、しかし、調査機関の選定作業、また調査内容等につきまして、調査機関と事前協議の必要がありますので、そのための1年間ということでご理解いただきたいと思います。</p>
澤柳委員	<p>今の状況は衰退に向かって進んでいるということだと思います。したがって、当面は県指定のことよりはまず、世代交代が行われるような環境を整えていくことが最重要ではないでしょうか。この地方にだけ生息する貴重な植物を何とか維持できる方向にもっていく対策が必要だと思います。</p>
会長	<p>現在、市の先生と県の考え方が違っているようですが、そのことはこれから調査を行っていく上で問題になりませんか。</p>
文化振興係長	<p>今後は、市の先生、調査機関、また県のご意見等を伺いながら、自生地の保護のあり方を検討していかねばなりません。ただ、現時点においても市の職員が目視により確認をしていますが、その確認だけをもって将来的な保護のあり方を検討していくには少し情報が足りないということも事実です。24年度は、調査機関の選定作業と市の先生との協議等を行いたいと考えています。また、調査の方法につきましても市の先生、調査機関、また県のご意見等を伺いながら進めていきたいと考えています。現在の自生地は、子孫繁栄の面においては危機的な状況ですが、毎年結実し、実生株が出てきている環境に変わりはありません。したがって、成木につきましては、ここ数年で枯れていつってしまう状況ではないということをご理解ください。</p>
白鳥委員	<p>資料5の1ページ 自生地の整備・対策のところ、平成20年4月にマメナシの実生株を確認とありますが、それ以降実生株は確認できていないという状況でしょうか。また、平成23年5月に害虫被害が判明していますが、どうして経過観察となっているのでしょうか。</p>

文化振興係長	実生株の件につきましては、市職員が目視により確認しただけですので、専門の方が見れば数株は出てくると思います。また、害虫被害の件につきましては、市の先生からご意見をいただき、経過観察としています。
白鳥委員	保護の方法等につきましては、セカンドオピニオンとして複数の方からご意見をいただき、それらを比較検討した上で総合的に判断していくことも必要だと思います。
文化振興係長	今後約3年間にわたり調査を行っていくということは、現状のまま自生地を保護していくことが適切であるかを判断する材料となりますので、市の先生以外の方をお願いして比較検討を行っていくこととなります。調査の結果、今後実生株の成長が見込めないということであれば、保護のあり方自体も再検討していきたいと思いません。
白鳥委員	マメナシは市の指定当時26株という記載がありますが、現在も26株ありますか。
文化振興係長	枯れたということの事実はありませんが、指定当時の株の数がはっきりしませんので、現状は26株といえない状況です。
白鳥委員	今まで基本的な管理がされていなかったということですか。
文化振興係長	あくまで自生地としての指定ですので、1株単位での管理は行ってきませんでした。しかし、今後調査をするにあたっては、1株単位で管理を行っていくことになると思います。
白鳥委員	あくまで推測になりますが、現在の成木の樹齢は把握されていますか。また、一般的な話としてマメナシの寿命及び繁殖能力の存する期間などは把握されていますか。
文化振興係長	幹の太さなどで年数を推測することはできると思います。
白鳥委員	資料5の写真で見える限り、かなりの樹齢になっていると思いますので、これらの調査が終わるころまで待っていては、手遅れになってしまうということはありませんか。
文化振興係長	管理方法等については、当課だけでは判断できませんので、都市計画課、市の先生、県の意見等を参考にし、適切な保護のあり方を考えていきます。調査はそれらと並行して行う形になりますが、対策を講じなければならない部分については、調査中でも行っていく形になります。
白鳥委員	1本1本の管理というのは、市の指定にした際に本来行われていなければならないものだと思います。今までそういった管理が行われず、指定しただけの状態にしているという姿勢は、尾張旭市の文化行政全般にいえることのように感じます。今後はそういったことを考慮に入れ、改善に向けた糸口にしていただけたらと思います。
林委員	前回のこの会議において提案があった時、本来ならその際にデータや問題点等を示していただき、県指定への方向性を定めていくべ

	<p>きだったと思います。今になってこれだけの問題点等が示されて困惑している状況です。今後5年間をかけて県指定に向けて進めていくというスケジュール案に対しましては、その間にいろいろなことが分かり、対策も講じることが出来ますので反対はしませんが、前回の提案の仕方は残念に思います。</p>
教育部長	<p>当案件につきましては、前回の提案方法及び会議以降の進め方が粗放でありましたことを自覚した上で、本日お伝えしなければならぬ状況を説明させていただきました。この自生地に対しましては、市の保護育成の方針が一番大事なところであります。そして、まずは調査等による現状把握をしながら適切な管理を実施していきたいと考えており、県指定の件はその次の話になると思います。本日いろいろなご意見等をいただきましたので、24年度に補正予算を組んで対応していくことについても検討したいと思います。また、スケジュール案につきましてもしっかりと精査させていただき、適切な時期にご説明したいと思います。当案件につきましては、前へ進めるということを考えて検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>県指定に向けての取り組みということではなく、とにかく今後の保護及び繁殖のために、しっかり調査を行っていただきたいと思います。本日提案のありましたスケジュール案につきましては、精査の結果、変わってくる面もあると思いますが、全体的な話としましては、原案のとおり調査を行っていくということによろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは調査につきましては、原案どおり承認します。なお、スケジュールにつきましては、別途承認を得るものとします。</p> <p>それでは次第6、その他について、何かありましたらお願いします。</p>
文化スポーツ課長	<p>事務局からは特にありません。</p>
澤柳委員	<p>維摩池の少し西のところにエドヒガンの巨樹があり、3月下旬にはとてもきれいな花を咲かせます。3年位前までは自然な状態でしたが、現在は重機が入り山桜も伐採されてしまいました。何とかそのエドヒガンを残すため、山辺の散歩道の保存会の方々が、所有者の方に対し切らないでほしいというお願いをされています。去年は3月の日曜日にオカリナのコンサートがその木の下で行われ、今年も3月25日の10時から山辺の散歩道の保存会の方々が主体となったイベントが行われます。市内であれほど立派なエドヒガンの巨樹はその1本だけであり、今すぐ伐採されるとか枯れてしまうという状況ではありませんので、すぐでなくても構いませんが、できまし</p>

	たら市の指定文化財に指定し、保護する方向で進めていただけたらと思います。
会長	山辺の散歩道より北になりますか。
澤柳委員	維摩池の北西角の信号から少し西の所になりますので、山辺の散歩道より北になります。
会長	わかりました。それでは事務局で一度確認をお願いします。 ほかにございませんか。 ないようですので、これですべての議題を終了します。 これをもちまして、平成 23 年度文化財保護審議会を終了します。